

あま市福祉有償運送運営協議会運営指針

1 趣旨

この指針は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条に基づく登録申請に必要とされるあま市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）における協議事項に関し必要な事項を定めるものとする。

2 運営協議会の設置及び運営

運営協議会の開催は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

なお、委員の招集が困難である場合等にあつては、運営協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るものに限る。）を行うことができるものとする。

3 協議を行うに当たっての具体的指針

運営協議会においては、次の(1)から(4)までに掲げる事項について、協議を行うものとする。協議が調った事項を変更しようとする場合も同様とする。運営協議会は、有償運送を行おうとする者（有効期間の更新の登録、変更登録を行おうとする者を含む。以下「申請者」という。）に対し、協議に必要な資料の提出を求めることができる。

(1) 有償運送の必要性

あま市における有償運送の必要性は、タクシー等の公共交通機関のみによっては、身体障がい者や要介護者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、それらを補完するための手段として、必要性が認められるものでなければならない。必要性の判断に当たっては、次に掲げる点を踏まえ協議を行うものとする。

- ①あま市における要介護者、身体障がい者、その他の移動制約者の数
- ②あま市におけるタクシーの台数、福祉タクシーの台数及び公共交通機関の輸送の状況
- ③NPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況
- ④その他協議・判断を行うに当たって必要と認められる資料

(2) 運送の区域

運送の区域は、旅客の発地又は着地のいずれかがあま市の区域内にある場合に限るものとする。

(3) 旅客から収受する対価

旅客から収受する対価は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第51条の15各号の規定及び関係通達（「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについ

て」平成18年9月15日付け国自旅第144号)の規定に基づき、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められているものとする。この場合において、申請者に対し、旅客から収受する対価の額等について、議論のために必要となる資料の提出を求めるとともに、設定しようとする対価について、必要に応じ申請者から説明等を聴取するものとする。

(4) その他必要と認められる措置

運営協議会は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、申請者から説明を求め確認を行うものとする。

- ①運送しようとする旅客の範囲
- ②有償運送に使用する自動車の種類ごとの数
- ③運転者に求められる要件
- ④損害賠償措置
- ⑤運行管理の体制
- ⑥整備管理の体制
- ⑦事故時の連絡体制
- ⑧苦情処理体制
- ⑨その他必要な事項

4 協議の依頼

申請者は協議を依頼する場合は、福祉有償運送運営協議会協議依頼書(別紙様式)を市長に提出しなければならない。

なお、協議依頼書には次の(1)から(13)までに掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 申請書
- (2) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運転者及び乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者の就任承諾書
- (8) 運行管理の体制を記載した書類
- (9) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (10) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (11) 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (12) 運送しようとする旅客の名簿
- (13) 登録証の写し(更新の場合)

5 運営協議会の合意

(1) 運営協議会の合意の方法

運営協議会において協議が調った場合には、運営協議会における合意が

あったものとみなす。

(2) 運営協議会において協議が調った場合の措置

運営協議会は、協議が調った場合には、施行規則第51条の3第4号に規定する合意が存することを証する書類を、申請者に対し交付するものとする。

(3) 運営協議会において合意を必要とする事項

運営協議会においては、以下に掲げる事項について関係者間で協議が調うことを要するものとする。

①当該地域の輸送状況等から、法第79条の4第1項第5号の規定に基づき、NPO等による福祉有償運送が必要であること。

②法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録を行う場合には、引き続き、当該地域においてNPO等による福祉有償運送が必要であること。

③法第79条の7第1項に規定する変更登録を行う場合には、その必要性があること

④法第79条の8第2項に規定する基準に基づく旅客から収受する対価（変更しようとする場合も同様）

(4) 運営協議会の合意を解除する場合

運営協議会は、合意を解除しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、法第79条の登録を受けた者（以下「有償運送者」という。）に業務改善又は弁明の機会を付与するものとする。

6 実施状況の報告等

(1) あま市は、有償運送者に対し、前年度4月1日から3月31日までの輸送実績を記載した輸送実績報告書の提出を求め、直近の運営協議会に報告をするものとする。

(2) あま市は、運送主体の実施状況を把握し、運営協議会の協議を経ることが適当であると認められる場合には、運営協議会を開催するものとする。

7 登録実施後の役割

(1) あま市における有償運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、その他利用者等からの苦情等に対応するため、連絡窓口を福祉部社会福祉課とする。

(2) 利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、これらに係る有償運送者の適切な運営を確保するため、運営協議会の構成員に当該事実を通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うものとする。

(3) 運営協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず当該有償運送者がこれに従わない場合、運営協議会において協議が調った事項に相違して運送を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるものや死亡事故等の重大事故の発生時の連絡を受けた場合には、

愛知運輸支局に連絡を行う等相互に緊密な連携を図り対応を協議するものとする。

- (4) 愛知運輸支局長から、運営協議会で協議した有償運送者に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を運営協議会の委員に周知するとともに、必要に応じ運営協議会を開催し対応を協議するものとする。

8 その他

この指針に定めるほか、関係通達「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成25年4月10日付け国自旅第633号）で定められている「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」に準じて運用するものとする。

(別紙様式)

年 月 日

福祉有償運送運営協議会協議依頼書

あま市長 様

住所
申請者 法人名
代表者
電話番号

次のとおり、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録の申請をしたいので、あま市福祉有償運送運営協議会での協議を依頼します。

住 所	
法 人 名	
代 表 者	

※添付書類

自家用有償旅客運送の登録申請に係る書類一式（裏面参照）

添付書類

(1) 申請書（様式第2-1号又は第2-2号）	○
(2) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿	○
(3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類（様式第3号）	○
(4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	/
・ 車検証の写し	○
・ 自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書	○
(5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類	
・ 運転者就任承諾書（様式第4号）	○
・ 運転免許証の写し	○
・ 第一種運転免許を保有し効力が過去2年以内に停止されていない場合で、国土交通大臣が認定する講習を修了していることが分かる書類	※いずれか
(6) 運転者及び乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類 （福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合）	/
・ 介護福祉士の登録証の写し	△
・ 国土交通大臣が認定する講習を修了していることを証する書類の写し	※いずれか
(7) 運行管理の責任者の就任承諾書（様式第5号）	○
(8) 運行管理の体制を記載した書類（様式第6号）	○
(9) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類（様式第6号）	○
(10) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類（様式第6号）	○
(11) 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類	/
・ 契約申込書の写し、見積書等、施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入している又は加入する計画があることを証する書類	○
・ 様式第7号（契約申込書の写し、見積書等が提出できない場合）	△
(12) 運送しようとする旅客の名簿（任意様式）	○
(13) 登録証の写し（更新の場合）	△

※ △・・・必要な場合のみ添付すること